

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日

(第103期) 至 平成26年3月31日

日本タングステン株式会社

(E01907)

第103期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本タングステン株式会社

目 次

	頁
第103期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	38
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	50
1 【連結財務諸表等】	51
2 【財務諸表等】	87
第6 【提出会社の株式事務の概要】	103
第7 【提出会社の参考情報】	104
1 【提出会社の親会社等の情報】	104
2 【その他の参考情報】	104
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	105

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成26年6月25日

【事業年度】 第103期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 馬場 信哉

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理担当 大島 正信

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理担当 大島 正信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	8,705	11,806	12,469	11,333	11,616
経常利益又は経常損失 (百万円) (△)	△305	242	△20	△250	320
当期純利益又は当期純損失 (百万円) (△)	△289	351	219	△794	303
包括利益 (百万円)	—	216	△68	△978	391
純資産額 (百万円)	7,508	8,012	7,919	6,819	7,950
総資産額 (百万円)	15,783	16,229	16,094	15,435	16,155
1株当たり純資産額 (円)	306.00	313.89	313.84	274.97	322.36
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△11.71	14.35	8.96	△32.43	12.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	14.29	8.91	—	12.30
自己資本比率 (%)	47.4	47.4	47.8	43.6	48.8
自己資本利益率 (%)	△3.9	4.6	2.9	△11.0	4.1
株価収益率 (倍)	—	18.3	19.9	—	14.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	683	842	638	82	778
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△209	△484	△416	△60	△405
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△61	△602	△228	254	185
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,722	2,459	2,473	2,812	3,395
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	496 〔59〕	977 〔73〕	925 〔85〕	912 〔96〕	622 〔101〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第99期及び第102期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第99期及び第102期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を示しております。

5 第101期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	8,354	9,672	9,775	9,429	9,556
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△205	296	480	363	476
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△237	366	550	△657	215
資本金 (百万円)	2,509	2,509	2,509	2,509	2,509
発行済株式総数 (株)	25,777,600	25,777,600	25,777,600	25,777,600	25,777,600
純資産額 (百万円)	6,732	7,001	7,373	6,500	6,707
総資産額 (百万円)	14,914	14,641	14,670	14,129	14,669
1株当たり純資産額 (円)	274.25	284.94	299.88	264.22	272.54
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	3.50 (1.50)	5.00 (2.00)	2.00 (2.00)	4.00 (2.00)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△9.59	14.95	22.46	△26.85	8.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	14.89	22.33	—	8.72
自己資本比率 (%)	45.0	47.7	50.1	45.8	45.5
自己資本利益率 (%)	△3.5	5.3	7.7	△9.5	3.3
株価収益率 (倍)	—	17.6	7.9	—	19.8
配当性向 (%)	—	23.4	22.3	—	45.5
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	430 [31]	397 [43]	377 [57]	370 [64]	376 [73]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第99期及び第102期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第99期及び第102期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第99期の配当性向については、1株当たり当期純損失であり、配当を行っていないため記載しておりません。また、第102期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数を示しております。

6 第101期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和6年4月	佐賀市に日本タングステン合名会社設立、住吉工場(福岡市住吉)を開設シタングステンの製造、販売を開始
昭和6年7月	東京出張所開設(現東京支店)
昭和7年3月	大阪出張所開設(現大阪支店)
昭和7年9月	株式会社に改組、同時に東京電気株式会社(現株式会社東芝)の傘下に入る
昭和7年11月	本社を福岡市住吉に移転
昭和16年1月	昭和冶金株式会社を吸収合併
昭和23年7月	独占禁止法施行により東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)が保有する当社株式を持株会社整理委員会に譲渡
昭和26年4月	持株会社整理委員会より上記株式を公開
昭和31年4月	名古屋営業所開設(現名古屋支店)
昭和34年5月	福岡支店開設
昭和35年11月	塩原工場(福岡市塩原)開設
昭和36年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
昭和37年1月	株式を福岡証券取引所市場に上場
昭和38年6月	塩原工場完成と共に本社を当工場内に移転、本社工場となる
昭和38年10月	住吉工場を本社工場に移転
昭和41年9月	株式会社昭和電気接点工業所へ資本参加(連結子会社)
昭和45年2月	飯塚工場(福岡県飯塚市)開設
昭和50年7月	宇美研究所(福岡県宇美町)開設(現宇美工場)
昭和51年7月	工務部門を分離し、株式会社福岡機器製作所を設立(連結子会社)
昭和54年4月	タイ国に関連会社、サハビリヤニッタン株式会社を設立
平成5年8月	中国に関連会社、四平日本タングステン有限公司を設立
平成5年11月	本社を所在地(福岡市博多区)に移転、本社工場を福岡工場と改称
平成7年10月	タイ国に関連会社、SVニッタンプレジジョン株式会社を設立
平成8年9月	基山工場(佐賀県基山町)開設、福岡工場及び宇美工場の一部を移転
平成12年3月	株式会社エヌ・ティーサービス株式取得(連結子会社)
平成12年9月	中国に関連会社、九江日本タングステン有限公司を設立
平成15年6月	基山工場、飯塚工場、宇美工場をQMS製造本部として、ISO9001:2000認証取得
平成17年7月	中国に関連会社、上海電科電工材料有限公司を設立
平成17年12月	サハビリヤニッタン株式会社とSVニッタンプレジジョン株式会社が合併しSVニッタン株式会社となる(持分法適用関連会社)
平成18年1月	上海三義精密模具有限公司に出資し関連会社となる
平成18年11月	中国に子会社、恩悌(上海)商貿有限公司を設立(連結子会社)
平成21年11月	中国に子会社、恩悌(香港)有限公司を設立(連結子会社)
平成21年12月	米国に子会社、NIPPON TUNGSTEN USA, INC. を設立(連結子会社)
平成22年4月	上海電科電工材料有限公司に追加出資し連結子会社となる(連結子会社)
平成22年8月	上海三義精密模具有限公司に追加出資し連結子会社となる(連結子会社)
平成23年3月	中国に子会社、四平恩悌タングステン高技術材料有限公司を設立

(注) 恩悌(香港)有限公司は、恩悌(上海)商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社8社及び持分法適用関連会社1社により構成され、粉末冶金事業を主たる事業としております。

当社グループの事業概要は次のとおりであります。

(粉末冶金)

タングステン及びモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等を製造販売しております。

当社及び関係会社（製造販売）

<関係会社>

(株) 昭和電気接点工業所	(連結子会社)
恩悌（上海）商貿有限公司	(中国、連結子会社)
上海電科電工材料有限公司	(中国、連結子会社)
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	(米国、連結子会社)
恩悌（香港）有限公司（注）1	(中国、連結子会社)
S Vニッタン（株）	(タイ国、持分法適用関連会社)

(その他)

産業用機械装置等の製造販売及び不動産管理、保険代理、商品販売などを行っております。

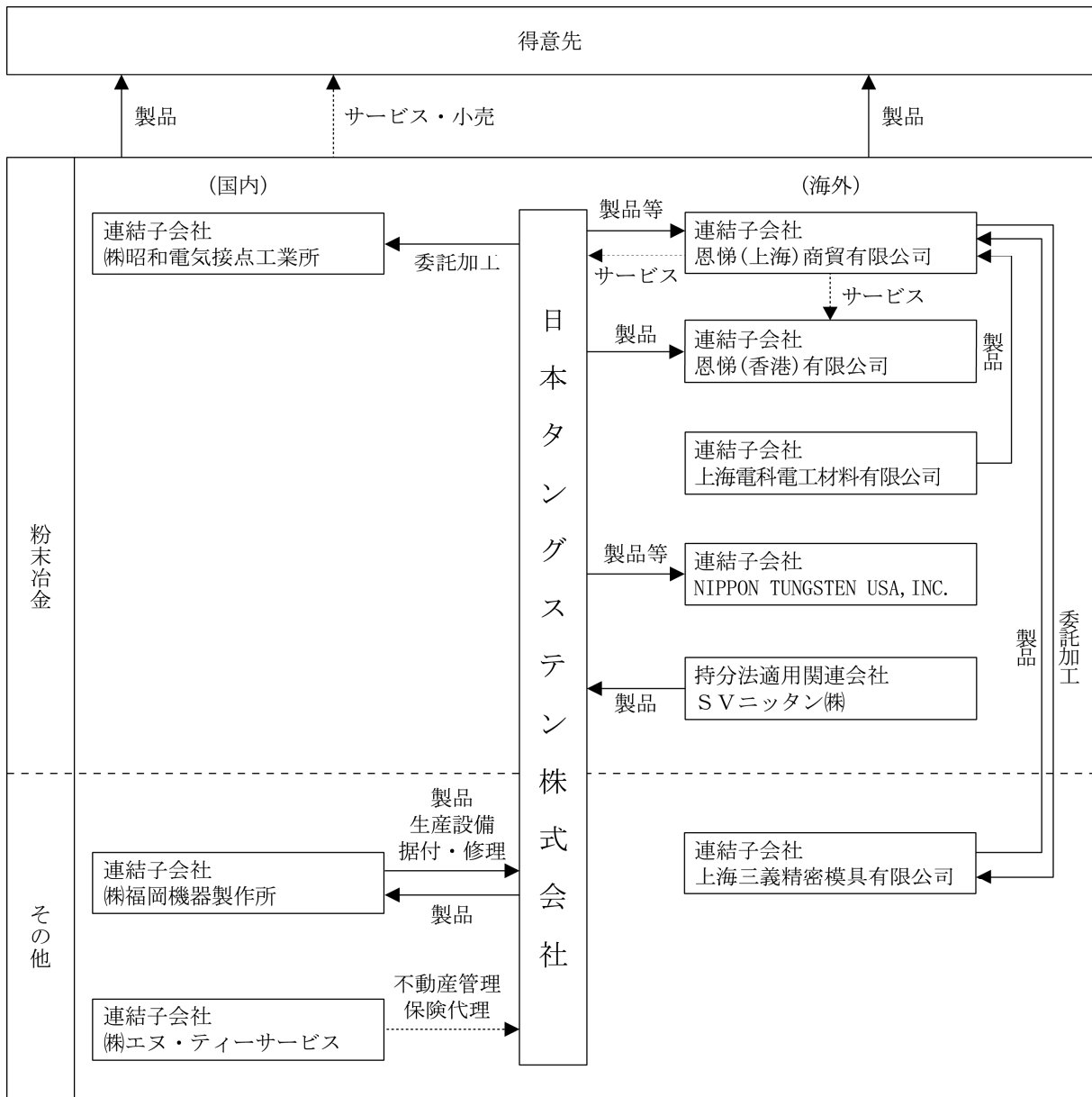
当社（仕入販売、サービス）及び関係会社（製造販売、サービス）

<関係会社>

(株) 福岡機器製作所	(連結子会社)
(株) エヌ・ティーサービス	(連結子会社)
上海三義精密模具有限公司	(中国、連結子会社)

- (注) 1 恩悌（香港）有限公司は、恩悌（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。
- 2 当社は、中国「企業破産法」に基づき、四平恩悌タングステン高技術材料有限公司（中国、粉末冶金）に対する、会社更生手続開始の申立てを行い、平成25年8月14日付で同申立てが四平市中级人民法院に受理されました。これに伴い、同社の経営に関する権限が更生管理人に引き継がれ、この結果、当社は同社への支配権を喪失し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
- 3 四平日本タングステン有限公司（中国、粉末冶金）及び九江日本タングステン有限公司（中国、粉末冶金）は、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



———▶ 製品 ▶ サービス・小売
 (注) 得意先へのサービス・小売の取引は、日本タングステン株式会社及び連結子会社 株式会社エヌ・ティーサービスが行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱昭和電気接点工業所	福岡県飯塚市	10	粉末冶金	100.0	当社の電極製品等の受託加工を行っております。 また、当社所有建物及び機械装置の一部を賃借しております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
㈱福岡機器製作所	福岡市博多区	20	その他	100.0	当社が製品等を仕入れ、販売しております。 当社の製造設備の製作、据付、保守を行っております。 また、当社所有建物及び機械装置並びに土地の一部を賃借しております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
㈱エヌ・ティーサービス	福岡市博多区	10	その他	100.0	当社の賃貸資産の管理、火災保険等の保険代理を行っております。 また、当社所有建物の一部を賃借しております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
恩悌（上海）商貿有限公司	中国上海市	百万円 9	粉末冶金	100.0	当社、上海電科電工材料有限公司及び上海三義精密模具有限会社の関連製品の仕入・販売及び当社への関連製品の販売を行っております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
上海電科電工材料有限公司 (注) 2	中国上海市	百万米ドル 6	粉末冶金	60.0	当社から技術指導を受けております。 当社から金融機関に対する債務保証を受けております。 役員の兼任等 5名 転籍 1名
上海三義精密模具有限 公司 (注) 2	中国上海市	百万米ドル 3	その他	100.0	当社から技術指導を受けております。 当社が販売するNTダイカッターの再研磨サービスを行っております。 当社から金融機関に対する債務保証を受けております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	米国ウエストバー ジニア州	千米ドル 24	粉末冶金	100.0	主に当社が製造するNTダイカッターの販売及び再研磨サービスを行っております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
恩悌（香港）有限公司 (注) 3	中国香港特別行政 区	千米ドル 20	粉末冶金	100.0 (100.0)	主に当社が製造する関連製品の仕入・販売を行っております。 役員の兼任等 2名 転籍 1名
(持分法適用関連会社) SVニッタン㈱	タイ国バンコク市	百万パーツ 60	粉末冶金	48.5	当社に超硬製品の販売を行っております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント別の名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

4 四平恩悌タングステン高技術材料有限公司は、当連結会計年度より子会社ではなくなりました。

5 四平日本タングステン有限公司及び九江日本タングステン有限公司は、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

6 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
粉末冶金	432 [91]
その他	95 [9]
全社 (共通)	95 [1]
合計	622 [101]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 前連結会計年度末と比べ従業員数が290名減少した要因は、四平恩梯タングステン高技術材料有限公司が当社の子会社でなくなり、連結の範囲から除外されたためであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
376 [73]	39.4	18.3	5,516,801

セグメントの名称	従業員数(人)
粉末冶金	313 [72]
その他	— [—]
全社 (共通)	63 [1]
合計	376 [73]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、日本タングステン労働組合及び昭和電気接点労働組合を結成し、それぞれJAM日本タングステン労働組合及びJAM昭和電気接点労働組合に加入しております。

平成26年3月31日現在の組合員数は338人で、臨時従業員の労働組合は結成されていません。

労働組合は、終始協調的で相互の理解と信頼に基づき円満な労使関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀の大幅な金融緩和策や政府による経済対策により円安・株高基調が継続し、輸出企業を中心に業績の改善が見られました。また、株価上昇を背景とした資産効果や消費税増税前の駆け込み需要等により個人消費が回復し、景気は緩やかな上昇基調で推移しました。

このような中、当社グループの売上高は自動車関連や衛生用品関連の主力商品を中心に堅調に推移しました。

まず、粉末冶金事業では、自動車関連の電極や接点製品が自動車販売の増加により好調に推移しました。また、衛生用品関連のNTダイカッターは新興国での活発な設備投資に支えられ海外向けの売上が増加したほか、ハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板はパソコン需要の低迷はあったものの、ビッグデータ等の大容量記憶装置用の需要増や円安効果も加わり増加しました。一方、電力関連の電極製品やシールリング製品が電力会社の設備投資縮小により減少したほか、超精密加工品がデジタルカメラ市場の伸び悩みにより低調に推移しました。

産業用機器及び装置事業では、半導体関連の販売が低迷したものの、新規装置の拡販もあり堅調に推移しました。

この結果、売上高は前年度比2.5%増の116億1千6百万円となりました。

損益面では、売上高の回復に加え、生産性向上、品質・歩留りの向上、経費の抑制などコスト管理を徹底し、また中国事業の再構築による収益改善等により原価率が改善しました。

これらにより、営業損益は前年度4億5百万円の営業損失から2億5千6百万円の営業利益に、経常損益は前年度2億5千万円の経常損失から3億2千万円の経常利益となりました。また、当期純損益は前年度に計上した減損損失や海外事業関連損失がなく、前年度7億9千4百万円の当期純損失から3億3百万円の当期純利益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、営業活動により、7億7千8百万円の資金を獲得し、投資活動により4億5百万円の資金を支出し、財務活動により1億8千5百万円の資金を獲得した結果、前連結会計年度末と比較して、5億8千2百万円増加し、33億9千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は7億7千8百万円となり、前年同期と比べ6億9千5百万円の収入増となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益が増加したこと及び売上債権が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は4億5百万円となり、前年同期と比べ3億4千5百万円の支出増となりました。これは、主に投資有価証券の売却による収入が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は1億8千5百万円となり、前年同期と比べ6千9百万円の支出増となりました。これは、主に借入れの返済が増加したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	10,194	4.2
その他	712	△17.0
合計	10,906	2.5

- (注) 1 金額は、販売価額をもって表示しており、セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	10,615	1.6	1,107	△6.4
その他	859	△0.9	136	△32.5
合計	11,475	1.4	1,243	△10.2

- (注) 1 セグメント間の受注高及び受注残高については、相殺消去しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	10,690	2.2
その他	925	6.2
合計	11,616	2.5

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

今後の経済環境は、海外では中国の景気減速や新興国での成長鈍化が懸念されますが、米国経済の堅調な回復もあり、欧州を含む先進国の経済復調が世界経済を牽引する形で底堅く推移するものと思われます。

一方、国内では消費税率引き上げの影響を受け、景気が一時的に減速する見通しですが、その後は緩やかな景気回復が見込まれます。

こうした中、当社グループはグローバルなお客様や社会に貢献し、更なる高収益企業体質への転換を進めるため、中期経営計画において、ものづくり力の強化を掲げ、製造コスト低減や品質の安定化を図りながら価格競争力を高めます。加えて、コアとなる技術の深耕を図りながら、新用途や高機能商品を創出し、収益性向上を目指します。

また、当社は、保有資産の有効活用を図るとともに、環境負荷低減への取り組みとして、太陽光発電事業へ参入することと致しました。本事業への参入により、電力不足や地球温暖化対策の一助として、再生可能エネルギーの普及を通じて社会貢献を進めてまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア．企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス部品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

企業価値向上の取り組みとして、ものづくりの強化を最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a. ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、「より良いものを早く、安くつくる、ものづくり力」を強化するべく、ものづくり推進に特化した組織体制を新たに構築しました。今後、生産効率を極限にまで高め、加工コストの削減や品質の安定を図ることで、価格競争力を高め幅広い産業分野に展開し、収益の拡大を目指します。

b. コア技術の発展による注力商品の拡大

粉末冶金技術をベースとした当社のコア技術を世界水準まで高めるべく、技術の研鑽を積み重ね、それを支える人材の育成レベルを高めてまいります。また、自動車、エレクトロニクス、産業インフラ、環境・エネルギー及び先端分野などで、商品の差別化を図り、オリジナリティのある高付加価値商品を幅広い市場に展開し、シェア獲得・拡大を目指します。

c. 新商品・新技術の継続的な創出

従来の粉末冶金コア技術の深耕で競争力を強め、新コア技術を創造・付加することで独自技術化を推進し、お客様の満足するレベルまで、技術的な課題を的確に解決します。今後、成長・先端分野において、機能価値を高めた新規商品を有望な次世代商品として、創出・提供し続けることにより、企業の永続的な事業発展を目指します。

d. グローバル市場での拡販

成長する海外マーケットに対応した効率的な販売体制、製造体制を構築し、原価の低減や商品構成の充実を図りながら、グループの更なる収益力及び競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取り組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。取締役の任期は、株主の皆様の意向をより適時に反映させることを目的として、1年としております。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うことを目的に、常勤役員で構成する常務会を、原則として毎週開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外監査役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤監査役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、取締役社長と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤監査役より、内部監査、監査役監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長をはじめ、経営企画部を主幹部門として、その整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ.に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てを行います。)を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとに行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

- b. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

- c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとに行われたものです。

- d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e. 独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財務状況等（株価等を含む）に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成26年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社特有の事業内容

当社グループの主要な事業である粉末冶金事業に係る製品の需要については、当社グループが製品を販売している様々な市場における経済状況の影響や、価格面での競争激化により、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの粉末冶金事業における技術については、先進の技術を駆使した特殊なノウハウ、技術等が必要であるため、これらが、今後の技術革新に十分に対応できずに欠落したり、現在有するノウハウもしくは技術等が流出した場合には、将来の成長と収益性を低下させ、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの主要な事業である粉末冶金事業に係る原材料には、タングステン、コバルト等のレアメタルが使用されております。レアメタルは市況により価格が急激に変動する可能性があり、当社グループの原材料調達価格もこの変動の影響を受ける可能性があります。

(3) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ

当社グループは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。レアメタル等の価格下落等により、たな卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、収益性が低下していると考え、期末時点の帳簿価額を正味売却価額まで切り下げることとなるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 為替変動による業績への影響

当社グループの海外での事業活動及び海外との輸出入取引において、為替相場の変動による影響を受けております。これらについては換算時の為替レートにより、現地通貨による価値が変わらなかつたとしても、円換算後の価値が影響を受けることがあり、その状況によっては当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 金利及び時価の変動

当社グループの資金調達は主に金融機関からの借入れによっておりますが、将来における市場金利の上昇等によっては当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、保有する有価証券について時価の変動に伴い、当社グループの業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損

当社グループの保有する固定資産について、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、固定資産の減損損失を計上する必要性が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外での事業活動

当社グループは、国内市場の成熟化、顧客の海外展開に対応して中国、タイ及びアメリカに子会社及び合弁会社を設立し、海外での事業活動を展開しております。このため、この地域の政治的、経済的要因の変動、法的規制、税制度の改正、また、ストライキ、デモ等の労働争議、社会的混乱により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、海外関係会社において、原材料価格の上昇、海外の事業環境の悪化等により、当社グループの生産・販売活動、原材料等の調達活動に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 環境規制等による影響

当社グループは、企業活動に伴って発生する廃棄物、規制物資、副産物等について、法規制に従って厳格に管理しており、環境汚染防止に努めております。しかしながら、将来の法規制の改正・強化による新たな管理・処理費用の負担、天災、事故等による災害復旧費等により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等による影響

台風、地震等の自然災害、または火災等の予期せぬ事故の発生により、当社グループの生産設備、たな卸資産への被害、また、これに伴う生産・販売活動の中断等により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、粉末冶金事業を主体に、常に先進の技術を追求め、独創的な製品開発に取り組んでおります。

当連結会計年度におけるセグメント別の研究開発活動の状況は次のとおりであります。

粉末冶金については、当社グループは、ファインセラミックスを始めとした新素材の研究開発を行うとともに、お客様のニーズを把握し、お客様と密接に連携した商品開発を行っております。また、企業との共同開発や産官学連携事業を通じて、基礎研究から応用研究の分野まで学会等で積極的に活動しております。その研究開発内容は、当社が現在参入している市場はもとより、将来、成長が期待されるファインセラミックス、高融点金属、複合材料などの新材料開発、並びにその応用商品開発、及び新たなプロセス技術などの要素技術開発を行っております。なお、当事業に係る当連結会計年度の研究開発費は260百万円であります。

その他については、特筆すべき研究開発活動を行っておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度末日(平成26年3月31日)現在における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成において見積が必要となる事項につきましては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき会計上の見積を行っておりますが、見積には不確実性が伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

①流動資産

当連結会計年度末の流動資産の残高は、前連結会計年度末と比較して2億5千6百万円増加の91億2千8百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が3億2千1百万円減少したものの、現金及び預金が5億8千3百万円増加したことによるものであります。

②固定資産

当連結会計年度末の固定資産の残高は、前連結会計年度末と比較して4億6千3百万円増加の70億2千6百万円となりました。これは主に、有形固定資産が建設仮勘定の増加等により3億9千4百万円増加したこと及び投資有価証券が1億2千7百万円増加したことによるものであります。

③流動負債

当連結会計年度末の流動負債の残高は、前連結会計年度末と比較して2億9千4百万円減少の55億6千7百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が3億8千3百万円減少したことによるものであります。

④固定負債

当連結会計年度末の固定負債の残高は、前連結会計年度末と比較して1億1千6百万円減少の26億3千7百万円となりました。これは主に、長期借入金が2億5千8百万円増加し、退職給付に係る負債が2千1百万円増加したものの、退職給付引当金が4億8百万円減少したことによるものであります。

⑤純資産

当連結会計年度末の純資産の残高は、前連結会計年度末と比較して11億3千万円増加の79億5千万円となりました。これは主に、子会社の連結除外や当期純利益の計上等により利益剰余金が7億6千9百万円増加したこと及び為替換算調整勘定が2億5千万円増加したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の状況につきましては、「第2事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①キャッシュ・フロー

当社グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して5億8千2百万円増加し、33億9千5百万円となりました。

なお、各キャッシュ・フローの状況と増減につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

②資金需要

当社グループの資金需要の主なものは、運転資金、設備資金、法人税等の支払、借入金の返済、配当金の支払等であります。

また、その資金の源泉といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入等により必要とする資金を調達しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に8億3千万円の投資を行いました。なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸不 動産	その他	合計	
基山工場 (佐賀県 基山町)	粉末冶金 全社(共通)	生産設備 開発設備 太陽光発電 設備	1,404	475	78	163 (86)	52	20	325	2,229	253 [44]
飯塚工場 (福岡県 飯塚市)	粉末冶金	生産設備	55	147	9	77 (43)	—	9	8	308	47 [19]
宇美工場 (福岡県 宇美町)	粉末冶金	生産設備	116	114	4	43 (15)	5	—	0	285	32 [4]
本社 (福岡市 博多区)	全社(共通)	その他 設備	262	0	7	0 (0)	3	1,453	146	2,165	17 [1]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 「機械装置及び運搬具」には、使用貸借及び賃貸中の機械装置12百万円を含んでおります。
 3 「その他」の金額は、建設仮勘定であります。
 4 従業員数の[]は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。
 5 上記の他、連結会社以外から賃借している設備は、次のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
基山工場	粉末冶金	車両・機械装置・ソフト ウェア等	主に5年	5	3
本社・支店	全社(共通)	車両・ソフトウェア等	主に5年	3	6

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸不 動産	その他	合計	
(株)昭和電気接点工 業所 (福岡県飯塚市)	粉末冶金	生産設備	2	9	0	— (—)	1	4	—	17	13 [17]
(株)福岡機器製作所 (福岡市博多区)	その他	生産設備	3	8	0	— (—)	3	—	2	17	32 [4]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 「その他」の金額は、建設仮勘定であります。
 3 従業員数の [] は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。

(3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸不 動産	その他	合計	
上海電科電工材料 有限公司 (中国上海市)	粉末冶金	生産設備	—	228	10	— (—)	—	—	5	245	106 [—]
上海三義精密模具 有限公司 (中国上海市)	その他	生産設備	13	72	11	— (—)	—	—	—	97	78 [—]
NIPPON TUNGSTEN USA, INC. (米国ウエストバー ジニア州)	粉末冶金	生産設備	60	28	1	8 (2)	—	—	—	98	7 [2]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 「その他」の金額は、建設仮勘定であります。
 3 従業員数の [] は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	基山工場 (佐賀県基山町)	全社(共通)	太陽光発電設備	290	99	自己資金	平成26年 1月	平成26年 10月

(2) 除却等

定期的な更新による除却等を除き、重要な設備等の除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,777,600	25,777,600	東京証券取引所 (市場第二部) 福岡証券取引所	単元株式数は 1,000株であります。
計	25,777,600	25,777,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年8月10日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	27(注)1	27(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)2	27,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～ 平成39年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月28日から平成39年8月27日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。

- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月28日から平成39年8月27日

2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から30日間

- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成20年8月8日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	54(注)1	54(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2	54,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月27日～ 平成40年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が平成39年8月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成39年8月27日から平成40年8月26日

- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成39年8月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月27日から平成40年8月26日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成23年2月9日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数（個）	51（注）1	51（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	51,000（注）2	51,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日～ 平成43年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 —（注）3	発行価格 1 資本組入額 —（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が平成42年2月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年2月26日から平成43年2月25日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の募集新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成42年2月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年2月26日から平成43年2月25日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成24年2月9日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数（個）	49（注）1	49（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	49,000（注）2	49,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月28日～ 平成44年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 —（注）3	発行価格 1 資本組入額 —（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が平成43年2月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年2月28日から平成44年2月27日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成43年2月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年2月28日から平成44年2月27日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成26年2月13日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	56(注)1	56(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000(注)2	56,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月4日～ 平成46年3月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - ①新株予約権者が平成45年3月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年3月4日から平成46年3月3日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (8) 募集新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 1. 新株予約権者が平成45年3月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年3月4日から平成46年3月3日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
 - ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
 - ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年11月26日	△2,000	25,777	—	2,509	—	2,229

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	11	27	68	18	2	3,096	3,222	—
所有株式数(単元)	—	4,496	656	3,839	574	10	15,958	25,533	244,600
所有株式数の割合(%)	—	17.61	2.57	15.03	2.25	0.04	62.50	100.00	—

(注) 自己株式1,297,796株は「個人その他」に1,297単元、「単元未満株式の状況」に796株、また証券保管振替機構名義の株式6,000株は「その他の法人」に6単元それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	1,666	6.46
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	1,200	4.65
日本タングステン従業員持株会	福岡市博多区美野島一丁目2番8号	824	3.19
日本タングステン取引先持株会	福岡市博多区美野島一丁目2番8号	712	2.76
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	643	2.49
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	601	2.33
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	509	1.97
株式会社佐賀銀行	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	500	1.93
日立金属株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	500	1.93
宇部マテリアルズ株式会社	山口県宇部市相生町8番1号	400	1.55
計	—	7,557	29.31

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が実質保有する自己株式数は1,297千株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.03%であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,297,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,236,000	24,236	—
単元未満株式	普通株式 244,600	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	25,777,600	—	—
総株主の議決権	—	24,236	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式6,000株(議決権6個)は、「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含めて記載しております。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式796株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本タングステン株式会社	福岡市博多区美野島 一丁目2番8号	1,297,000	—	1,297,000	5.03
計	—	1,297,000	—	1,297,000	5.03

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成19年 8 月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成20年 8 月 8 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成23年 2 月 9 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成24年2月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成26年2月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	11,321	1,829,497
当期間における取得自己株式	540	90,180

(注) 当期間における取得自己株式数には平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,297,796	—	1,298,336	—

(注) 当期間における保有自己株式数には平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し、配当を行っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、決定機関は取締役会であり、配当の基準として、単体の当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行っております。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主のみなさまへの利益還元を努めてまいります。内部留保金につきましては、今後の事業展開等に必要となる投資に、有効に活用してまいります。

こうした方針のもと、当期の利益配当金につきましては、業績の状況及び過去の配当実績等を勘案し、1株につき2円としております。これにより、中間配当金（1株につき2円）を含めると、年間配当金は1株につき4円となりました。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額
平成25年11月13日取締役会決議	48	2円
平成26年5月14日取締役会決議	48	2円

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	180	350	363	180	241
最低(円)	112	105	138	111	130

(注) 最高・最低株価は、いずれも東京証券取引所市場第二部によるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高(円)	173	178	184	241	191	186
最低(円)	152	153	165	178	166	161

(注) 最高・最低株価は、いずれも東京証券取引所市場第二部によるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 取締役会長		坂口 盛一	昭和28年8月25日生	平成24年6月 平成26年6月 平成26年6月	九州電力株式会社取締役常務執行役員 経営企画本部長 同社退任 当社取締役会長(現)	(注)3	—
代表取締役 取締役社長		馬場 信哉	昭和31年7月30日生	昭和59年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成24年3月	当社入社 当社セラミック部長兼宇美工場長 当社経営企画部長 当社取締役業務本部長兼経営企画部長、 コンプライアンス担当 当社取締役業務本部長、コンプライアンス 担当 当社取締役社長(現) 上海電科電工材料有限公司董事長 (現)	(注)3	90,000
常務取締役	営業担当	坂口 茂也	昭和27年9月4日生	昭和52年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年4月 平成26年4月	当社入社 当社研究開発センター長 当社超硬部品部長 当社取締役営業部長 当社取締役営業本部長兼営業部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役営業本部長 恩悌(上海)商貿有限公司董事長 (現) 当社常務取締役営業担当(現)	(注)3	69,000
常務取締役	技術製造担当	徳本 啓	昭和32年4月3日生	昭和60年2月 平成17年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年3月 平成23年4月 平成26年4月 平成26年6月	当社入社 当社管理部長 当社基山工場長 当社取締役製造本部長兼基山工場長 当社常務取締役製造本部長兼基山工場長、 基礎技術センター担当 上海三義精密模具有限公司董事長 (現) 常務取締役技術製造本部長兼基山工場長 常務取締役技術製造担当兼基山工場長 常務取締役技術製造担当(現)	(注)3	75,000
取締役相談役		吉田 省三	昭和18年4月20日生	平成13年7月 平成15年6月 平成15年6月 平成17年12月 平成22年6月 平成26年6月	九州電力株式会社執行役員大分支店長 同社退職 当社取締役社長 S V ニ ッ タ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 副 会 長 (現) 当社取締役会長 当社取締役相談役(現)	(注)3	216,000
取締役	経営企画、経営管理、人事担当、コンプライアンス担当	大島 正信	昭和34年3月31日生	昭和57年4月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年4月 平成26年4月	当社入社 当社総務人事部長 当社取締役業務本部長兼経理部長、 コンプライアンス担当 当社取締役業務本部長兼経営管理部長、 コンプライアンス担当 当社取締役経営企画、経営管理、 人事担当、コンプライアンス担当(現)	(注)3	35,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	ものづくり推進担当兼基山工場長	後藤 信志	昭和34年3月19日生	昭和57年4月 平成18年6月 平成21年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成22年12月 平成26年4月 平成26年6月	当社入社 当社金材部品部長兼飯塚工場長 当社営業部営業推進室長 当社営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役四平恩梯タングステン高 新技術材料有限公司総経理 当社取締役ものづくり推進担当 当社取締役ものづくり推進担当兼基 山工場長(現)	(注)3	29,000
取締役		山元 春義	昭和22年4月25日生	平成17年7月 平成19年6月 平成21年3月 平成21年6月 平成23年6月 平成23年6月	九州電力株式会社執行役員大分支店 長 同社上席執行役員川内原子力発電所 長 同社上席執行役員川内原子力総合事 務所長 同社取締役常務執行役員川内原子力 総合事務所長 同社代表取締役副社長(現) 当社取締役(現)	(注)3	—
常勤監査役		田中 和昭	昭和28年8月15日生	昭和49年4月 平成21年4月 平成24年4月 平成24年6月	当社入社 当社基山工場電材部品部長 当社内部監査担当部長 当社監査役(現)	(注)4	17,000
監査役		小島 庸匡	昭和19年3月1日生	昭和44年1月 昭和46年3月 昭和58年7月 平成9年7月 平成13年6月 平成16年7月 平成19年8月 平成20年6月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 同監査法人代表社員 同監査法人福岡事務所長 日本公認会計士協会北部九州会会長 日本公認会計士協会本部副会長 小島公認会計士事務所代表(現) 当社監査役(現)	(注)4	—
監査役		斉藤 芳朗	昭和33年12月5日生	昭和62年3月 昭和62年4月 昭和63年8月 平成5年4月 平成17年1月 平成21年6月	司法研修所(第39期)終了 福岡県弁護士会入会 弁護士登録 和智・徳永・松崎法律事務所勤務 徳永・松崎法律事務所勤務 徳永・松崎法律事務所パートナー弁 護士 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁 護士(現) 当社監査役(現)	(注)5	—
計							531,000

- (注) 1 取締役 山元春義は社外取締役であります。
2 監査役 小島庸匡及び監査役 斉藤芳朗は社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役 田中和昭及び監査役 小島庸匡の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役 斉藤芳朗の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令を順守し適正な企業行動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取り組みによるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

①企業統治の体制

1) 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しております。

有価証券報告書提出日現在の取締役は、8名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

監査体制におきましては、社外監査役2名を含む監査役3名が監査を実施しております。

当社の常勤監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。

なお、社外監査役のうち、1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しております。内部監査室の人員は1名であり、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長をはじめ、経営企画部を主幹部門として、その整備、運用を行っております。内部監査室は、内部統制の整備、運用状況を社内規程に基づいて監査を行い、監査役は監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うことを目的に、常勤役員で構成する常務会を、原則として毎週開催しております。

なお、当社は経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させることを目的として、取締役の任期を1年としております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合、取締役社長を本部長とし、担当役員および関係部門長を加えた緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業行動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

情報開示体制におきましては、取締役社長を委員長とし、開示情報に関する担当役員および担当部長で構成する情報開示委員会を設置し、情報開示の適正性の確保に努めております。

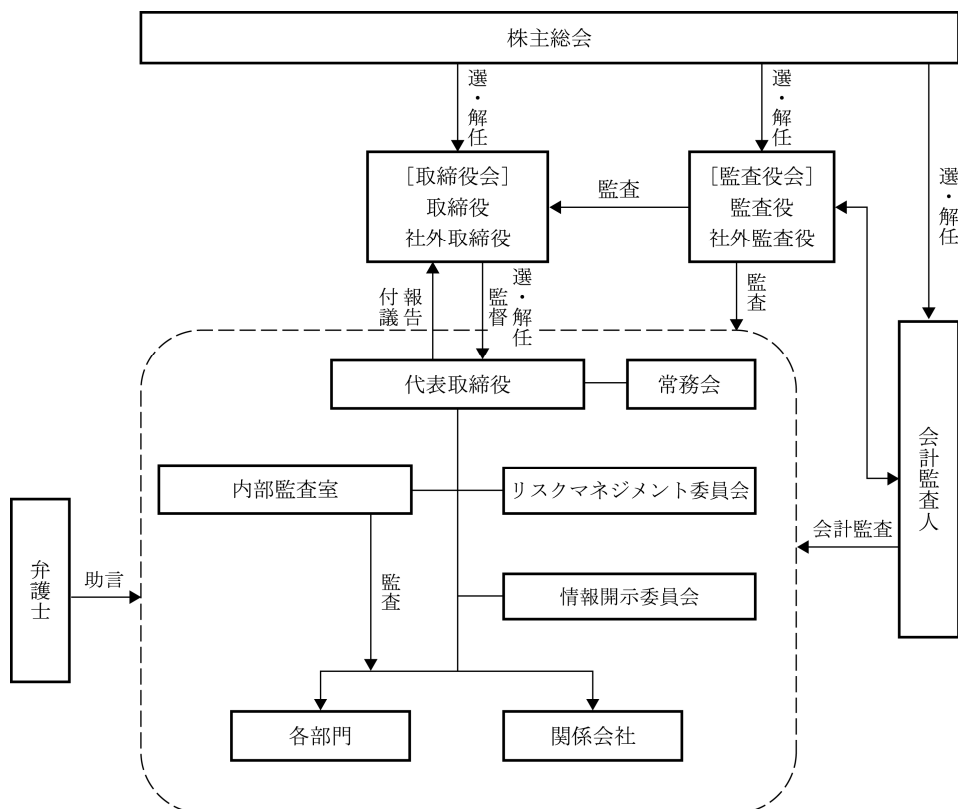
当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸事項について随時確認し、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。

常勤監査役と会計監査人は、監査計画や監査報告等に関する定期的な会合のほか、必要に応じて情報交換を行うなど、緊密に連携をとっております。また、必要に応じて会計監査人の往査状況を把握し、独立性を確認しております。

当社は、顧問弁護士として2法律事務所と顧問契約を結んでおり、必要に応じ、アドバイスを受けております。

以上の体制をとることにより、経営の機動性や効率性を確保しながら、かつ十分な統制機能を働かせることが可能であると判断しております。

2) コーポレート・ガバナンス体制（平成26年3月31日現在）



3) 内部統制システム並びにリスク管理体制の整備状況

ア. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員が全社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所・子会社にコンプライアンス担当者を置いて全役員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の順守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するため、グループ共通のコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、グループ内通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、グループ全体が毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社及び当社グループにおけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、全社のリスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、常勤取締役をメンバーとする常務会を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社及び各事業グループの目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

オ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社グループの管理について関係会社管理規程に従って、経営についてはその自主性を尊重しつつ、定期的な事業内容の報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、グループ会社との連携を強化し、グループ経営の一体化を図るため、関係会社の統括的な管理を経営企画部が行い、関係会社との協議や助言を行っております。また、内部監査室は当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について定期的に監査を行っております。

カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役職務を補助すべきスタッフを置き、監査役スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査役スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査役に帰属し、その人事異動、人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されており、また、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

キ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会などの重要な会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに監査役に報告しております。また、「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が監査役に報告される体制としております。内部監査室は監査役へ内部監査の実施状況及びその内容について適時に報告しております。

ク. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に取締役社長と意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

4) 社外取締役及び社外監査役

当社は、外部からの客観的及び中立した経営監視機能を強化することを目的に社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、経営判断、財務及び法務等、幅広い面から当社の経営に対し、適切な助言、意見を行っております。また、選任においては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する者を選任の方針としており、原則として東京証券取引所において定める開示加重要件及び属性情報の要件に該当しない者としておりますが、経営監視機能を十分に期待できる知識及び経験等を持つものであれば、独立性を損なわない範囲で選任することがあります。

社外監査役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤監査役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、社外監査役は、取締役社長と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤監査役より、内部監査、監査役監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

地位・氏名	当社との関係	他の会社等との関係	選任理由
社外取締役 山元 春義	同氏と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に特別なものではありません。	同氏は、当社の筆頭株主である九州電力株式会社代表取締役副社長及び戸畑共同火力株式会社の代表取締役社長に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営全般に適宜、適切な意見と助言をいただけることから選任しております。
社外監査役 小島 庸匡	同上	同氏は、小島公認会計士事務所代表及び株式会社大分銀行の社外監査役に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、専門的な見地から当社の経理財務面において的確な監査意見をいただけることから選任しております。
社外監査役 齊藤 芳朗	同上	同氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の代表弁護士であり、当社は当事務所と顧問契約を締結しております。	同氏は、弁護士として法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることから選任しております。

5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、工藤重之氏及び内藤真一氏であり、両氏は有限責任監査法人トーマツに所属しております。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、公認会計士試験合格者5名、その他1名であります。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

7) 取締役に係る別段の定め

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

また、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由並びに取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項及びその理由

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行するとともに資本効率の向上を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号の事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

② 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	118	85	6	25	7
監査役 (社外監査役を除く。)	11	11	—	—	1
社外役員	11	11	—	—	4

(注) 平成19年6月28日開催の第96期定時株主総会において、取締役報酬年額1億54百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分は含んでおりません)、監査役報酬年額48百万円以内とご承認いただいております。また、当該取締役報酬とは別枠として取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円を上限として設ける旨をご承認いただいております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
25	3	使用人としての給与及び賞与であります。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬は、株主総会の決議により、取締役及び監査役の報酬等の限度額を定めております。また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を取締役報酬とは別に定めております。なお、報酬額の決定については、取締役は取締役会の決議により決定し、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

役員の報酬等の算定方法については、「役員報酬取扱内規」に基づき決定しており、1年毎に、業績の状況、役位等により決定しております。

③株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 15銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 839百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	657,758	317	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
ウシオ電機(株)	159,941	155	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
宇部マテリアルズ(株)	250,000	56	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,840	51	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
九州電力(株)	51,536	50	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)西日本シティ銀行	131,902	38	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)瑞光	5,000	32	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)今仙電機製作所	20,687	22	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
日本ピラー工業(株)	23,540	18	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
イーグル工業(株)	16,191	14	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	42,291	8	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)正興電機製作所	16,516	6	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
大王製紙(株)	10,000	5	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有

- (注) 1 (株)今仙電機製作所、日本ピラー工業(株)、イーグル工業(株)、(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)正興電機製作所、大王製紙(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。
- 2 三菱電機(株)、(株)高岳製作所(現(株)東光高岳ホールディングス)及び澤藤電機(株)は、当事業年度中にすべての株式を売却しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	657,758	278	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
ウシオ電機(株)	159,941	213	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
宇部興産(株)	350,000	66	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
九州電力(株)	51,536	65	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,840	52	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)瑞光	5,000	30	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)西日本シティ銀行	131,902	30	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)今仙電機製作所	20,687	26	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
イーグル工業(株)	16,191	25	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
日本ピラー工業(株)	23,540	18	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
大王製紙(株)	10,000	12	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	42,291	8	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)正興電機製作所	16,516	6	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有

(注) 1 日本ピラー工業(株)、大王製紙(株)、(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)正興電機製作所は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。

2 宇部興産(株)は、平成25年8月1日の株式交換により宇部マテリアルズ(株)の親会社となりました。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)				評価損益 の合計額	
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	含み損益	減損処理額	
非上場株式	2	2	0	—	(注)	—	
非上場株式以外の株式	—	—	—	—	—	—	

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「含み損益」は記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	—	29	—
連結子会社	—	—	—	—
計	29	—	29	—

(注) 上記のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬として3百万円を支払っております。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社の一部が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査公認会計士等に対して支払うべき監査証明業務に基づく報酬額は、3百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社の一部が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査公認会計士等に対して支払うべき監査証明業務に基づく報酬額は、4百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から、監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定する手続を実施しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

① 会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等についての情報を得ております。

② 監査法人等が主催する各種セミナーに定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,834	3,417
受取手形及び売掛金	3,406	3,085
商品及び製品	267	255
仕掛品	1,153	1,266
原材料及び貯蔵品	793	742
繰延税金資産	0	18
その他	428	345
貸倒引当金	△13	△3
流動資産合計	8,872	9,128
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,362	6,385
減価償却累計額	△4,315	△4,449
建物及び構築物（純額）	2,046	1,936
機械装置及び運搬具	11,106	11,313
減価償却累計額	△10,106	△10,255
機械装置及び運搬具（純額）	1,000	1,058
工具、器具及び備品	1,111	1,110
減価償却累計額	△968	△985
工具、器具及び備品（純額）	143	124
土地	293	294
リース資産	72	83
減価償却累計額	△34	△18
リース資産（純額）	37	65
建設仮勘定	49	485
有形固定資産合計	※1 3,570	※1 3,964
無形固定資産		
のれん	20	13
リース資産	37	34
その他	13	18
無形固定資産合計	71	65
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 1,312	※2 1,440
賃貸不動産	3,203	3,197
減価償却累計額	△1,682	△1,729
賃貸不動産（純額）	※1 1,520	※1 1,467
その他	119	128
貸倒引当金	△31	△40
投資その他の資産合計	2,921	2,996
固定資産合計	6,563	7,026
資産合計	15,435	16,155

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,422	1,039
短期借入金	※1 3,016	※1 2,999
リース債務	100	28
未払法人税等	109	55
賞与引当金	279	320
役員賞与引当金	—	28
海外事業関連損失引当金	308	292
その他	623	803
流動負債合計	5,861	5,567
固定負債		
長期借入金	※1 1,436	※1 1,695
リース債務	120	80
繰延税金負債	668	668
退職給付引当金	408	—
退職給付に係る負債	—	21
資産除去債務	25	25
その他	93	146
固定負債合計	2,753	2,637
負債合計	8,615	8,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509	2,509
資本剰余金	2,229	2,229
利益剰余金	2,194	2,964
自己株式	△281	△283
株主資本合計	6,652	7,419
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	301	339
為替換算調整勘定	△219	30
退職給付に係る調整累計額	—	102
その他の包括利益累計額合計	82	471
新株予約権	29	36
少数株主持分	55	22
純資産合計	6,819	7,950
負債純資産合計	15,435	16,155

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	11,333	11,616
売上原価	※3 9,551	※3 9,244
売上総利益	1,781	2,372
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,186	※1, ※2 2,115
営業利益又は営業損失 (△)	△405	256
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	22	17
持分法による投資利益	32	46
不動産賃貸料	128	77
為替差益	146	99
スクラップ売却益	29	47
雑収入	103	46
営業外収益合計	464	335
営業外費用		
支払利息	74	56
不動産賃貸原価	142	136
貸倒引当金繰入額	-	36
雑支出	92	42
営業外費用合計	308	271
経常利益又は経常損失 (△)	△250	320
特別利益		
投資有価証券売却益	225	-
特別利益合計	225	-
特別損失		
減損損失	※4 375	-
海外事業関連損失	※5 442	-
特別損失合計	817	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△842	320
法人税、住民税及び事業税	122	102
法人税等調整額	△20	△38
法人税等合計	102	64
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△944	256
少数株主損失 (△)	△150	△46
当期純利益又は当期純損失 (△)	△794	303

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△944	256
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△93	37
為替換算調整勘定	△44	28
持分法適用会社に対する持分相当額	105	69
その他の包括利益合計	※1 △33	※1 135
包括利益	△978	391
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△830	424
少数株主に係る包括利益	△147	△32

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	3,111	△280	7,569
当期変動額					
剰余金の配当			△122		△122
当期純損失(△)			△794		△794
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△916	△0	△917
当期末残高	2,509	2,229	2,194	△281	6,652

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	395	△277	—	118	27	203	7,919
当期変動額							
剰余金の配当							△122
当期純損失(△)							△794
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△93	58	—	△35	1	△147	△181
当期変動額合計	△93	58	—	△35	1	△147	△1,099
当期末残高	301	△219	—	82	29	55	6,819

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	2,194	△281	6,652
当期変動額					
剰余金の配当			△48		△48
当期純利益			303		303
自己株式の取得				△1	△1
連結除外による増加			515		515
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	769	△1	767
当期末残高	2,509	2,229	2,964	△283	7,419

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	301	△219	—	82	29	55	6,819
当期変動額							
剰余金の配当							△48
当期純利益							303
自己株式の取得							△1
連結除外による増加							515
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	37	250	102	389	6	△32	362
当期変動額合計	37	250	102	389	6	△32	1,130
当期末残高	339	30	102	471	36	22	7,950

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△842	320
減価償却費	555	512
減損損失	375	-
海外事業関連損失引当金の増減額 (△は減少)	308	△16
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	15	△2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△89	41
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21	28
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△124	△408
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	21
受取利息及び受取配当金	△23	△18
支払利息	74	56
持分法による投資損益 (△は益)	△32	△46
投資有価証券売却損益 (△は益)	△225	-
売上債権の増減額 (△は増加)	43	375
たな卸資産の増減額 (△は増加)	497	△37
仕入債務の増減額 (△は減少)	△244	71
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△109	53
その他	△17	△8
小計	139	943
利息及び配当金の受取額	45	61
利息の支払額	△70	△65
法人税等の支払額	△36	△162
法人税等の還付額	5	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	82	778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△377	△394
有形固定資産の売却による収入	4	1
投資有価証券の売却による収入	336	-
貸付けによる支出	△9	△10
その他	△13	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60	△405
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	206	60
長期借入れによる収入	850	900
長期借入金の返済による支出	△658	△696
配当金の支払額	△122	△48
リース債務の返済による支出	△75	△27
セール・アンド・リースバックによる収入	54	-
自己株式の取得による支出	△0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	254	185
現金及び現金同等物に係る換算差額	62	32
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	339	590
現金及び現金同等物の期首残高	2,473	2,812
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	△7
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,812	※1 3,395

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

㈱昭和電気接点工業所

㈱福岡機器製作所

㈱エヌ・ティーサービス

恩悌(上海)商貿有限公司

上海電科電工材料有限公司

上海三義精密模具有限公司

NIPPON TUNGSTEN USA, INC.

恩悌(香港)有限公司

当社は、中国「企業破産法」に基づき、四平恩悌タングステン高技術材料有限公司に対する、会社更生手続開始の申立てを行い、平成25年8月14日付で同申立てが四平市中级人民法院に受理されました。これに伴い、同社の経営に関する権限が更生管理人に引き継がれ、この結果、当社は同社への支配権を喪失し、同社は当社の子会社ではなくなったため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 1社

関連会社の名称 S Vニッタン(株)

(2) 持分法を適用しない関連会社の数及び名称

関連会社の数 2社

関連会社の名称 四平日本タングステン有限公司

九江日本タングステン有限公司

四平日本タングステン有限公司と九江日本タングステン有限公司は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても当社グループにおいて重要性がなくなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、恩悌(上海)商貿有限公司、上海電科電工材料有限公司、上海三義精密模具有限公司、NIPPON TUNGSTEN USA, INC. 及び恩悌(香港)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

① 商品及び製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物、構築物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 8～50年

機械及び装置 3～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 海外事業関連損失引当金

海外事業の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段… 為替予約

ヘッジ対象… 製品輸出による外貨建売上債権

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務と年金資産の額の差額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が21百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が102百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することに伴う、平成27年3月期の期首における退職給付に係る負債及び利益剰余金に与える影響額、並びに平成27年3月期の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は、いずれも軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定負債」の「長期未払金」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「長期未払金」31百万円、「その他」62百万円は、「その他」93百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取補償金」69百万円、「雑収入」34百万円は、「雑収入」103百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物	262百万円	255百万円
土地	0百万円	0百万円
賃貸不動産	1,491百万円	1,452百万円
計	1,754百万円	1,709百万円
短期借入金	144百万円	135百万円
長期借入金	675百万円 (1年内返済分 63百万円含む)	684百万円 (1年内返済分 21百万円含む)
計	820百万円	820百万円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	519百万円	590百万円

3 偶発債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	694百万円	885百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料手当	791百万円	808百万円
賞与引当金繰入額	81百万円	93百万円
役員賞与引当金繰入額	一百万円	28百万円
退職給付費用	66百万円	8百万円
貸倒引当金繰入額	15百万円	3百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	244百万円	260百万円

※3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

(△は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価	83百万円	△51百万円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として製造部門を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
中国吉林省	事業用資産	機械装置等	274
中国上海市	事業用資産	機械装置等	100
合計			375

なお、中国吉林省の事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却の可能性が見込めないものは、零としております。中国上海市の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.8%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

※5 海外事業関連損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

海外事業関連損失の主な内容は、海外事業関連損失引当金繰入額308百万円等であります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	80百万円	57百万円
組替調整額	△225百万円	一百万円
税効果調整前	△145百万円	57百万円
税効果額	△51百万円	20百万円
その他有価証券評価差額金	△93百万円	37百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△44百万円	28百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	105百万円	69百万円
その他の包括利益合計	△33百万円	135百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,777,600	—	—	25,777,600
合計	25,777,600	—	—	25,777,600
自己株式				
普通株式	1,282,050	4,425	—	1,286,475
合計	1,282,050	4,425	—	1,286,475

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加4,425株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			—			29
	合計			—			29

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	73	3	平成24年3月31日	平成24年6月8日
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	48	2	平成24年9月30日	平成24年12月7日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,777,600	—	—	25,777,600
合計	25,777,600	—	—	25,777,600
自己株式				
普通株式	1,286,475	11,321	—	1,297,796
合計	1,286,475	11,321	—	1,297,796

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加11,321株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			—			36
	合計			—			36

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	48	2	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	48	2	平成26年3月31日	平成26年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	2,834百万円	3,417百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△21百万円	△21百万円
現金及び現金同等物	2,812百万円	3,395百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として事務用機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年以内	73百万円	33百万円
1年超	1百万円	64百万円
合計	73百万円	98百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金は、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないことしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部の外貨建債権については為替の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主として運転資金であり償還日は決算日後5年以内であります。金利は、主として固定金利を採用しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業規程に沿ってリスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、契約先が信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないものと判断しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建の営業債権の一部については、月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジをしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、当社の経営管理部が実行及び管理を担当しており、デリバティブ取引を行う場合は、内部規程により経理担当役員の決裁を得ることにしております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注)2を参照ください。）

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,834	2,834	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,406	3,406	—
(3) 投資有価証券	787	787	—
資産計	7,028	7,028	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,422	1,422	—
(5) 短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	2,320	2,320	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,132	2,145	12
負債計	5,876	5,889	12
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,417	3,417	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,085	3,085	—
(3) 投資有価証券	844	844	—
資産計	7,346	7,346	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,039	1,039	—
(5) 短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	2,358	2,358	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,336	2,345	8
負債計	5,735	5,743	8
デリバティブ取引	—	—	—

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	525	595

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	2,819	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,406	—	—	—
合計	6,226	—	—	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	3,412	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,085	—	—	—
合計	6,497	—	—	—

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	696	583	394	300	159

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	641	619	525	383	167

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	781	310	470
小計	781	310	470
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5	9	△3
小計	5	9	△3
合計	787	319	467

(注) 時価のないものについては、上表に含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	837	313	524
小計	837	313	524
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	6	6	△0
小計	6	6	△0
合計	844	319	524

(注) 時価のないものについては、上表に含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	336	225	—
合計	336	225	—

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	278	—	(注)

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	322	—	(注)

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付年金制度を採用しております。

また、従業員の退職等の際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、国内連結子会社は確定拠出型年金である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

(1) 退職給付債務	△2,306
(2) 年金資産	1,976
(3) 未積立退職給付債務	△330
(4) 未認識数理計算上の差異	△78
(5) 連結貸借対照表計上額純額	△408
(6) 退職給付引当金	△408

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

(1) 勤務費用	108
(2) 利息費用	48
(3) 期待運用収益	△52
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	106
(5) 退職給付費用	211

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

2.0%

(3) 期待運用収益率

3.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっており、発生年度から損益処理することとしております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付年金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、国内連結子会社は確定拠出型年金である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,306 百万円
勤務費用	106 百万円
利息費用	46 百万円
数理計算上の差異の発生額	△13 百万円
退職給付の支払額	△96 百万円
退職給付債務の期末残高	2,348 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,976 百万円
期待運用収益	59 百万円
数理計算上の差異の発生額	65 百万円
事業主からの拠出額	324 百万円
退職給付の支払額	△96 百万円
年金資産の期末残高	2,327 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,348 百万円
年金資産	△2,327 百万円
	21 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21 百万円
退職給付に係る負債	21 百万円
退職給付に係る資産	- 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	106 百万円
利息費用	46 百万円
期待運用収益	△59 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△54 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	38 百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	102 百万円
合計	102 百万円

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	39%
株式	32%
保険資産(一般勘定)	19%
その他	10%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するにあたり、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	2.0%
長期期待運用収益率	3.0%

3 確定拠出制度

連結子会社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は2百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	1	6

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション (第1回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式 66,000株
付与日	平成19年8月27日
権利確定条件	平成20年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成19年定時株主総会(平成19年6月28日) 至 平成20年定時株主総会
権利行使期間	自 平成19年8月28日 至 平成39年8月27日

	平成20年ストック・オプション (第2回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株
付与日	平成20年8月26日
権利確定条件	平成21年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成20年定時株主総会(平成20年6月26日) 至 平成21年定時株主総会
権利行使期間	自 平成20年8月27日 至 平成40年8月26日

	平成22年ストック・オプション (第3回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式51,000株
付与日	平成23年2月25日
権利確定条件	平成23年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成22年定時株主総会(平成22年6月25日) 至 平成23年定時株主総会
権利行使期間	自 平成23年2月26日 至 平成43年2月25日

平成23年ストック・オプション（第4回）	
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名（社外取締役除く）
株式の種類及び付与数	普通株式49,000株
付与日	平成24年2月27日
権利確定条件	平成24年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成23年定時株主総会（平成23年6月28日） 至 平成24年定時株主総会
権利行使期間	自 平成24年2月28日 至 平成44年2月27日

平成25年ストック・オプション（第5回）	
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名（社外取締役除く）
株式の種類及び付与数	普通株式56,000株
付与日	平成26年3月3日
権利確定条件	平成26年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成25年定時株主総会（平成25年6月26日） 至 平成26年定時株主総会
権利行使期間	自 平成26年3月4日 至 平成46年3月3日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・ オプション （第1回）	平成20年 ストック・ オプション （第2回）	平成22年 ストック・ オプション （第3回）	平成23年 ストック・ オプション （第4回）	平成25年 ストック・ オプション （第5回）
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	56,000
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	56,000
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	27,000	54,000	51,000	49,000	—
権利確定	—	—	—	—	56,000
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	27,000	54,000	51,000	49,000	56,000

②単価情報

	平成19年 ストック・ オプション (第1回)	平成20年 ストック・ オプション (第2回)	平成22年 ストック・ オプション (第3回)	平成23年 ストック・ オプション (第4回)	平成25年 ストック・ オプション (第5回)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－円	－円	－円	－円	－円
付与日における公正な評価単価	273円	142円	141円	152円	155円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	46.251%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	2円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.591%

(注) 1. 平成16年3月3日～平成26年3月3日の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成25年3月期の期末配当実績及び平成26年3月期の中間配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であり、また過去の実績もないため、失効の見積数をゼロとしております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	105百万円	113百万円
海外事業関連損失	154百万円	197百万円
退職給付引当金	150百万円	-百万円
減損損失	160百万円	76百万円
減価償却費	62百万円	68百万円
繰越欠損金	385百万円	196百万円
その他	177百万円	226百万円
繰延税金資産小計	1,196百万円	879百万円
評価性引当額	△1,195百万円	△861百万円
繰延税金資産合計	0百万円	18百万円
(繰延税金負債)		
買換資産圧縮積立金	503百万円	482百万円
その他有価証券評価差額金	165百万円	185百万円
繰延税金負債合計	668百万円	668百万円
繰延税金負債の純額	668百万円	649百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	△37.8%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	4.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%	△0.6%
住民税均等割	1.5%	3.9%
評価性引当額	54.9%	△20.8%
持分法投資損益	△1.5%	△5.5%
関係会社出資金評価損の連結修正	△6.3%	-%
その他	1.4%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.2%	20.0%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定資産未実現利益」と「子会社との税率差異」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「その他」に含めていた「持分法投資損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「固定資産未実現利益」に表示していた0.5%、「子会社との税率差異」に表示していた△0.7%及び「その他」に表示していた0.1%は、「持分法投資損益」△1.5%、「その他」1.4%として組み替えております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

当社は、福岡県において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

また、当社及び一部の連結子会社は東京都その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△13百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。この他に受取補償金として69百万円を営業外収益に計上しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△58百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。この他に受取補償金として7百万円を営業外収益に計上しております。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び連結会計年度における主な変動並びに連結会計年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,561	1,520
期中増減額	△41	△52
期末残高	1,520	1,467
期末時価	2,133	2,143

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、粉末冶金の製法・技術を駆使した製品の製造（精製）販売加工及びこれらの付随業務というほぼ単一業種の事業活動を営んでおります。報告セグメントは「粉末冶金事業」の1つのみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループの製品は、産業用機器製品を除き、製品の材質等に係わらずその殆どを粉末冶金法によって製造しております。

このため、当社は製造方法の類似性から、製品・サービスの区分を粉末冶金製品、産業用機器製品、その他に分類しておりますが、このうち、粉末冶金製品の外部顧客への売上高が連結売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	欧州地域	アジア地域	その他の地域	合計
7,812	2,470	504	249	245	50	11,333

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	合計
3,115	343	111	3,570

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループの製品は、産業用機器製品を除き、製品の材質等に係わらずその殆どを粉末冶金法によって製造しております。

このため、当社は製造方法の類似性から、製品・サービスの区分を粉末冶金製品、産業用機器製品、その他に分類しておりますが、このうち、粉末冶金製品の外部顧客への売上高が連結売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	欧州地域	アジア地域	その他の地域	合計
7,802	2,533	595	381	269	34	11,616

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	合計
3,535	332	96	3,964

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは「粉末冶金事業」の1つのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はS Vニッタン(株)であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	—	664
固定資産合計	—	729
流動負債合計	—	34
固定負債合計	—	48
純資産合計	—	1,311
売上高	—	829
税引前当期純利益金額	—	119
当期純利益金額	—	94

(注) S Vニッタン(株)は、重要性が増したため、当連結会計年度より重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	274.97円	322.36円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	△32.43円	12.39円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額について は、潜在株式は存在しま すが1株当たり当期純損 失であるため、記載を していません。	12.30円

(注) 1. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が4円17銭増加しております。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△794	303
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△794	303
普通株式の期中平均株式数 (千株)	24,493	24,485
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (千株)	—	183
(うち新株予約権数) (千株)	(一)	(183)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成19年8月10日取締役会決議 新株予約権 27個 平成20年8月8日取締役会決議 新株予約権 54個 平成23年2月9日取締役会決議 新株予約権 51個 平成24年2月9日取締役会決議 新株予約権 49個 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当連結会計年度末 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	6,819	7,950
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	85	58
(うち新株予約権(百万円))	(29)	(36)
(うち少数株主持分(百万円))	(55)	(22)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	6,734	7,891
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	24,491	24,479

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,320	2,358	1.81	—
1年以内に返済予定の長期借入金	696	641	1.23	—
1年以内に返済予定のリース債務	100	28	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,436	1,695	1.00	平成27年4月6日～平成30年10月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	120	80	—	平成27年4月7日～平成32年4月6日
その他有利子負債 預り営業保証金	13	14	0.30	—
計	4,688	4,818	—	—

(注) 1 平均利率は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	619	525	383	167
リース債務	27	26	17	7
その他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	3,051	6,006	8,762	11,616
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	126	185	281	320
四半期(当期)純利益金額(百万円)	36	147	292	303
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.51	6.03	11.94	12.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	1.51	4.52	5.90	0.45

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,402	2,781
受取手形	271	174
売掛金	2,879	2,744
商品及び製品	156	131
仕掛品	955	1,087
原材料及び貯蔵品	751	675
前払費用	33	32
その他	480	501
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	7,929	8,127
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,592	5,599
減価償却累計額	△3,788	△3,896
建物（純額）	1,804	1,702
構築物	566	564
減価償却累計額	△423	△429
構築物（純額）	142	135
機械及び装置	9,953	10,109
減価償却累計額	△9,289	△9,371
機械及び装置（純額）	664	737
車両運搬具	42	44
減価償却累計額	△41	△42
車両運搬具（純額）	0	1
工具、器具及び備品	1,011	1,005
減価償却累計額	△891	△905
工具、器具及び備品（純額）	120	99
土地	285	285
リース資産	30	77
減価償却累計額	△4	△15
リース資産（純額）	26	61
建設仮勘定	29	480
有形固定資産合計	※1 3,073	※1 3,505
無形固定資産		
ソフトウェア	5	9
リース資産	23	19
無形固定資産合計	28	29

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	786	842
関係会社株式	305	305
関係会社出資金	321	252
関係会社長期貸付金	111	237
賃貸不動産	3,242	3,236
減価償却累計額	△1,704	△1,753
賃貸不動産（純額）	※1 1,537	※1 1,483
その他	65	61
貸倒引当金	△31	△175
投資その他の資産合計	3,097	3,007
固定資産合計	6,199	6,541
資産合計	14,129	14,669

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	96	144
買掛金	804	866
短期借入金	※1 2,088	※1 2,155
1年内返済予定の長期借入金	※1 696	※1 641
リース債務	17	22
未払金	173	538
未払費用	184	200
未払法人税等	105	29
預り金	136	14
賞与引当金	258	298
役員賞与引当金	-	25
債務保証損失引当金	82	-
海外事業関連損失引当金	308	292
その他	5	10
流動負債合計	4,957	5,240
固定負債		
長期借入金	※1 1,436	※1 1,695
リース債務	40	67
繰延税金負債	667	666
退職給付引当金	408	123
資産除去債務	25	25
その他	92	142
固定負債合計	2,670	2,720
負債合計	7,628	7,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509	2,509
資本剰余金		
資本準備金	2,229	2,229
資本剰余金合計	2,229	2,229
利益剰余金		
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	912	881
別途積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	△198	△0
利益剰余金合計	1,714	1,880
自己株式	△281	△283
株主資本合計	6,171	6,335
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	299	335
評価・換算差額等合計	299	335
新株予約権	29	36
純資産合計	6,500	6,707
負債純資産合計	14,129	14,669

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	9,429	9,556
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	207	156
当期製品製造原価	6,946	6,857
当期商品仕入高	566	677
原材料評価損	60	14
合計	7,780	7,706
他勘定振替高	※1 4	※1 1
商品及び製品期末たな卸高	156	131
売上原価合計	7,619	7,573
売上総利益	1,809	1,982
販売費及び一般管理費	※2 1,725	※2 1,677
営業利益	84	305
営業外収益		
受取利息	14	19
受取配当金	※3 75	※3 83
不動産賃貸料	149	99
為替差益	124	87
スクラップ売却益	24	47
雑収入	94	37
営業外収益合計	483	375
営業外費用		
支払利息	44	42
不動産賃貸原価	※3 141	※3 135
雑支出	17	26
営業外費用合計	204	204
経常利益	363	476
特別利益		
投資有価証券売却益	225	-
特別利益合計	225	-
特別損失		
関係会社出資金評価損	510	69
海外事業関連損失	※4 649	-
貸倒引当金繰入額	-	148
特別損失合計	1,160	217
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△571	259
法人税、住民税及び事業税	107	65
法人税等調整額	△20	△20
法人税等合計	86	44
当期純利益又は当期純損失(△)	△657	215

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
I 材料費			3,157	46.1		3,395	48.6
II 労務費			2,230	32.6		2,152	30.8
III 経費							
1 外注加工費		669			743		
2 減価償却費		318			328		
3 その他の経費		469	1,458	21.3	370	1,442	20.6
当期総製造費用			6,845	100.0		6,990	100.0
期首仕掛品たな卸高			1,061			955	
合計			7,907			7,946	
他勘定振替高	※		5			1	
期末仕掛品たな卸高			955			1,087	
当期製品製造原価			6,946			6,857	

摘要	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※ 他勘定振替高	他勘定振替高の主なものは、作業層の転売及び不良品処分等によるものであります。	同 左
原価計算の方法	加工費工程別、組別総合原価計算方法によっており、期中においては標準原価を採用し、期末においてすべて実際原価に修正しております。	同 左

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,509	2,229	2,229	946	1,000	547	2,494
当期変動額							
買換資産圧縮積立金の取崩				△33		33	—
剰余金の配当						△122	△122
当期純損失(△)						△657	△657
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△33	—	△746	△780
当期末残高	2,509	2,229	2,229	912	1,000	△198	1,714

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△280	6,952	393	393	27	7,373
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△122				△122
当期純損失(△)		△657				△657
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△93	△93	1	△91
当期変動額合計	△0	△780	△93	△93	1	△872
当期末残高	△281	6,171	299	299	29	6,500

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,509	2,229	2,229	912	1,000	△198	1,714
当期変動額							
買換資産圧縮積立金の取崩				△31		31	—
剰余金の配当						△48	△48
当期純利益						215	215
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△31	—	197	166
当期末残高	2,509	2,229	2,229	881	1,000	△0	1,880

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△281	6,171	299	299	29	6,500
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△48				△48
当期純利益		215				215
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			36	36	6	42
当期変動額合計	△1	164	36	36	6	207
当期末残高	△283	6,335	335	335	36	6,707

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物、構築物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 8～50年

機械及び装置 3～10年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上することとしております。なお、当事業年度は計上しておりません。

(6) 海外事業関連損失引当金

海外事業の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「未収入金」は、科目を掲記すべき数値基準が、資産の総額の100分の1を超える場合から、100分の5を超える場合に緩和されたため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。当該変更は財務諸表等規則第19条に基づくものであります。

また、前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「短期貸付金」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「短期貸付金」129百万円、「未収入金」260百万円及び「その他」90百万円は、「その他」480百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「固定負債」の「長期未払金」及び「長期預り金」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「長期未払金」31百万円、「長期預り金」47百万円及び「その他」13百万円は、「その他」92百万円として組み替えております。

関係会社に対する資産及び負債に係る注記において、前事業年度は記載していた「売掛金」「短期貸付金」及び「短期借入金」は、科目を記載すべき数値基準が、資産の総額又は負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合から、100分の5を超える場合に緩和されたため、当事業年度は記載を省略しております。

なお、前事業年度の「売掛金」は300百万円、「短期貸付金」は125百万円、「短期借入金」は220百万円であります。当該変更は、財務諸表等規則第39条及び第55条に基づくものであります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取補償金」69百万円、「雑収入」24百万円は、「雑収入」94百万円として組み替えております。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目に係る注記において、前事業年度は記載していた「役員報酬」「法定福利費」及び「旅費交通費」は、科目を記載すべき数値基準が、販売費及び一般管理費総額の100分の5を超える場合から、100分の10を超える場合に緩和されたため、当事業年度は記載を省略しております。

なお、前事業年度の「役員報酬」は112百万円、「法定福利費」は120百万円、「旅費交通費」は93百万円です。当該変更は、財務諸表等規則第85条に基づくものであります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	262百万円	255百万円
土地	0百万円	0百万円
賃貸不動産	1,491百万円	1,452百万円
計	1,754百万円	1,709百万円
短期借入金	144百万円	135百万円
長期借入金	675百万円 (1年内返済分 63百万円含む)	684百万円 (1年内返済分 21百万円含む)
計	820百万円	820百万円

2 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入れ等に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
上海電科電工材料有限公司	113百万円	124百万円
上海三義精密模具有限公司	75百万円	82百万円

3 偶発債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	694百万円	885百万円

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費	4百万円	1百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料手当	637百万円	638百万円
賞与引当金繰入額	78百万円	89百万円
役員賞与引当金繰入額	一百万円	25百万円
退職給付費用	64百万円	7百万円
減価償却費	38百万円	34百万円
販売費に属する費用のおおよその割合	37%	35%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	63%	65%

※3 各科目に含まれている関係会社との取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取配当金	53百万円	65百万円
不動産賃貸原価	45百万円	41百万円

※4 海外事業関連損失

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

海外事業関連損失の主な内容は、海外事業関連損失引当金繰入額308百万円及び債務保証損失引当金繰入額82百万円等であります。

なお、海外事業関連損失は、関係会社に係るものであります。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

種類	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(1) 子会社株式	238	238
(2) 関連会社株式	67	67
計	305	305

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	97百万円	105百万円
海外事業関連損失	245百万円	197百万円
退職給付引当金	150百万円	43百万円
減損損失	52百万円	47百万円
減価償却費	62百万円	68百万円
関係会社出資金評価損	158百万円	182百万円
その他	170百万円	202百万円
繰延税金資産小計	937百万円	848百万円
評価性引当額	△937百万円	△848百万円
繰延税金資産合計	—百万円	—百万円
(繰延税金負債)		
買換資産圧縮積立金	503百万円	482百万円
その他有価証券評価差額金	164百万円	183百万円
繰延税金負債合計	667百万円	666百万円
繰延税金負債の純額	667百万円	666百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	△37.8%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	5.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1%	△10.3%
住民税均等割	2.2%	4.7%
評価性引当額	53.2%	△22.0%
その他	1.1%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.2%	17.0%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累計 額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,592	7	1	5,599	3,896	109	1,702
構築物	566	0	2	564	429	6	135
機械及び装置	9,953	248	92	10,109	9,371	173	737
車両運搬具	42	1	—	44	42	0	1
工具、器具及び備品	1,011	30	36	1,005	905	51	99
土地	285	—	—	285	—	—	285
リース資産	30	46	—	77	15	11	61
建設仮勘定	29	863	412	480	—	—	480
有形固定資産計	17,512	1,199	545	18,166	14,660	352	3,505
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	22	13	2	9
リース資産	—	—	—	67	47	9	19
無形固定資産計	—	—	—	89	60	12	29
投資その他の資産							
長期前払費用	1	—	—	1	1	0	0
賃貸不動産	3,242	3	9	3,236	1,753	57	1,483
投資その他の資産計	3,243	3	9	3,237	1,754	57	1,483

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

- (1) 機械及び装置の増加
- | | |
|------|--------|
| 基山工場 | 125百万円 |
| 飯塚工場 | 117百万円 |
| 宇美工場 | 5百万円 |
- (2) 工具器具及び備品の増加
- | | |
|------|-------|
| 基山工場 | 20百万円 |
|------|-------|

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

- (1) 機械及び装置の減少
- | | |
|------|-------|
| 基山工場 | 45百万円 |
| 宇美工場 | 38百万円 |
- (2) 工具器具及び備品の減少
- | | |
|------|-------|
| 基山工場 | 30百万円 |
|------|-------|
- (3) 建設仮勘定の減少
- | | |
|-------------|--------|
| 各有形固定資産への振替 | 339百万円 |
|-------------|--------|

3 無形固定資産の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	32	149	4	1	176
賞与引当金	258	298	258	—	298
役員賞与引当金	—	25	—	—	25
債務保証損失引当金	82	—	82	—	—
海外事業関連損失引当金	308	—	—	16	292

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 海外事業関連損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、必要額見直しによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nittan.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第102期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月26日福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第102期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月26日福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第103期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月8日福岡財務支局長に提出

第103期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月13日福岡財務支局長に提出

第103期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月13日福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号（連結子会社に係る破産手続開始の申立て等）の規定に基づく臨時報告書

平成25年6月26日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成25年6月27日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成25年8月27日福岡財務支局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 工 藤 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 内 藤 真 一 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本タングステン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本タングステン株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本タングステン株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 工 藤 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 内 藤 真 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本タングステン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	日本タングステン株式会社
【英訳名】	Nippon Tungsten Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 馬 場 信 哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市博多区美野島一丁目2番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長馬場信哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社の全社的な内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定し、業務プロセスに係る内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ合理的に決定いたしました。

全社的な内部統制の評価範囲は当社を含めた6社といたしました。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

この全社的な内部統制の評価範囲と選定した6社は、評価対象となる内部統制全体を適切に理解した上で、関係者への質問、関連文書の閲覧等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2／3に達している事業拠点である当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、たな卸資産、売上原価及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成26年6月25日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 馬 場 信 哉

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長馬場信哉は、当社の第103期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

